

平成 26 年 1 月 14 日
平成 30 年 10 月 17 日改定
2022 年 4 月 28 日改定
2024 年 9 月 10 日改定

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)
プライバシーマーク推進センター

(スマートフォン等のアプリケーション配信事業者対象) 利用者情報の取扱い、アプリケーション・プライバシーポリシーについて

スマートフォン（スマートフォンと同等の機能を有するタブレット端末も含む）には、利用者の行動履歴や通信履歴等の、個人を識別できる可能性があるプライバシーに関する情報(以下「利用者情報」という。)が取得・蓄積されています。それらの利用者情報に対してアプリケーションがアクセスして外部へ送信しているにもかかわらず、当該利用者情報の利用目的等が不明瞭なケースがあります。

このような問題に対処するため、プライバシーマーク付与を受けようとする、スマートフォン等におけるアプリケーション配信事業者(注参照。以下「アプリケーション配信事業者」という。)は、プライバシーマーク指定審査機関である一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）が策定する「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」を遵守することが推奨されています。¹ また、当該ガイドラインのうち、すべてのアプリケーション配信事業者において対応を必要とする事項（利用者情報及びアプリケーション・プライバシーポリシー）は、プライバシーマークの審査を行う際に確認を行っています。

MCF により JIS Q 15001 に対応した「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」が公表され、これをふまえて、すべてのアプリケーション配信事業者において対応を必要とする事項についても改定しています。

アプリケーション配信事業者におかれましては、引き続き、利用者情報及びアプリケーション・プライバシーポリシーについて、次の事項への対応をお願いします。

注：アプリケーション配信事業を行う事業者とは、スマートフォン等から利用者情報を直接取得する以下の事業者を指します。

¹ MCF に審査を申請する事業者は、プライバシーマークの付与適格決定にあたり、審査機関ガイドライン(基本綱領第 7 条第 5 項)として、「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」の遵守が必須となります。詳細は MCF にお問合わせください。

- ① マーケット運営事業者が提供するアプリ・マーケットから、利用者に対してアプリケーションを配信する事業者
- ② 広告配信等のためにアプリケーションに組み込む情報収集モジュールを提供する事業者

【表記について】

各事項に記載される項番（J から始まる番号）は、「構築・運用指針」の要求事項に対応している。

1. 利用者情報の特定、個人情報保護リスクアセスメント、個人情報保護リスク対応（J.3.1.1、J.3.1.3、J.3.1.4）について

《対応を必要とする事項》

- アプリケーション配信事業者は、個人情報を管理するための台帳に、利用者情報を特定すること。
- アプリケーション配信事業者は、利用者情報の個人情報保護リスクを特定し、分析すること。

《留意事項》

アプリケーション配信事業者は、利用者情報単体では特定の個人が識別できないとは言えない場合も、その蓄積等を通じて、特定の個人が識別できる場合があり得ることから、利用者情報を事業の用に供している個人情報と同等と捉える必要があります。

利用者情報のうち、特定の個人が識別できる個人情報に該当する利用者情報（電話帳、入力フォームから取得する氏名、写真・動画など）は、J.3.1.1 に基づき個人情報を管理するための台帳に個別に特定し、J.3.1.3 に基づき利用者情報の個人情報保護リスクを特定し、分析してください。

また、利用者情報のうち、契約者・端末固有 ID、位置情報、通信履歴、アプリケーション利用履歴など、単体では特定の個人が識別できないとは言えないが、その蓄積等を通じて、特定の個人が識別できる可能性がある利用者情報についても、特定の個人が識別できる個人情報に該当する利用者情報と同様に、J.3.1.1 及び J.3.1.3 に基づく措置を行ってください。具体的には、特定の個人が識別できる可能性がある利用者情報を、個人情報を管理するための台帳に、「アプリケーションの利用者情報」として1つにまとめる等により登録し、J.3.1.3 に基づき利用者情報の個人情報保護リスクを特定し、分析することが考えられます。

詳細は「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」付則の 1. (4) を参照してください。

なお、利用者情報の個人情報保護リスクの特定、分析の結果に基づく対策については、個人情報と同様、「構築・運用指針」の J.3.1.4 への対応をお願いします。

2. アプリケーション・プライバシーポリシーについて

《対応を必要とする事項》

- アプリケーション配信事業者は、利用者情報を取得する場合、あらかじめアプリケーション・プライバシーポリシーを文書化した情報を、利用者に通知又は公表すること。

《留意事項》

「構築・運用指針」における「個人情報保護方針」は、事業者が個人情報保護に取り組む姿勢や基本的考え方等の個人情報保護の理念を明確にし、公表するものです。一方で「アプリケーション・プライバシーポリシー」は、事業者が透明性の確保を目的として、アプリケーションごとに取得する情報の項目や目的等の事実関係を明らかにするものです。

「アプリケーション・プライバシーポリシー」は、「構築・運用指針」における「個人情報保護方針」とは別ものであり、「個人情報保護方針」と分けて表示することが望ましいと言えますが、プライバシーポリシーとして一体で表示することも許容されます。

「アプリケーション・プライバシーポリシー」に掲載する事項は、「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」付則の 1. (5) ②を参考とすることとし、アプリケーションが取得する情報や目的に沿って、事業者が判断するものとします。

また、アプリケーション・プライバシーポリシーの通知又は公表を行うことは、個人情報保護リスクへの対策の一つであるため、アプリケーション・プライバシーポリシーの通知または公表に未対応である場合は「構築・運用指針」の J.3.1.4 に基づき、未対応部分を残留リスクとして把握し、管理してください。

関連 URL

- ・ 「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン 第 4.1 版」(MCF)
https://www.mcf.or.jp/mcfxswp/wp-content/uploads/2024/09/guideline_for_mobilecontent.pdf
- ・ 「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」
<https://privacymark.jp/system/guideline/outline.html>

以上

改廃

改正日	改正箇所・理由
2018年10月17日	「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」(第3版、平成30年10月12日)改正に伴う更新
2022年4月28日	「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」(2022年4月1日)施行に伴う更新
2024年9月10日	「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」(第4.1版)改正に伴う更新